

PPP / PFI の推進について

平成26年11月

内閣府 民間資金等活用事業推進室

公共施設等運営権者への人的援助の制度設計（案）

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる」としたことを受け、以下の方向性を基本とした制度設計について検討を進める。

1. 制度の目的

- 安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を出向させ、公共施設等運営事業の運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業務を行わせることにより、同事業の万全な実施を図る。

2. 制度の概要

（1）対象法人

- 以下の要件を満たす公共施設等運営権者
 - ・公共施設等の運営等を行う者として、PFI法第16条に基づき公共施設等運営権が設定された者
 - ・運営事業の運営等に係るノウハウの移転が完了するまでの間、安全性確保等の観点から、当該ノウハウ移転及び当該運営等の業務を行うための人的援助が必要な者

（2）出向前の手続

- 任命権者と対象法人との間で業務内容、給与等について取決めを締結
- 職員に取決めの内容を明示
- 任命権者の要請に応じ、職員が退職（退職出向）

（3）出向

- 出向対象となる職員：国家公務員又は地方公務員
- 期間：3年以内
- 人数：人数制限なし
- 業務内容：取決めに従って対象法人の業務に従事
- 給与：支給せず（運営権者が支給）

- 指揮命令権：業務遂行上の指揮命令権は運営権者に帰属
- 年金保険：出向元の共済制度
- 医療保険：出向先の医療保険
- 雇用保険：出向先の雇用保険
- 労災保険：出向先の労災保険

（４）再採用

- 再採用が前提

（５）再採用後の処遇

- 給与等：部内の職員との均衡を失することのないよう、必要な措置を講じ、又は適切な配慮をすることが前提
- 退職手当：退職出向期間を100%通算

（当該方向性は、今後の検討・調整により、変更が生じることがあり得る。）